

懲戒処分以外の処分の実施状況

(令和6年10月)

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
6.10.4	文書訓告	県立学校 教諭	令和6年8月、自家用車で新居浜市内の国道11号線を走行中、速度違反取締中の警察署員に38km/hの速度超過（制限速度50km/hのところを88km/hで走行）により検挙された。
6.10.18	文書訓告	県立学校 教諭	令和6年8月、自家用車で新居浜市内の国道11号線を走行中、速度違反取締中の警察署員に31km/hの速度超過（制限速度50km/hのところを81km/hで走行）により検挙された。
6.10.24	文書訓告	県立学校 校長	令和6年8月、勤務校の女子生徒に不適切な内容のメッセージを送信したこと、また、令和5年6月及び令和6年6月、勤務時間中に勤務場所を離れて勤務を怠ったことにより処分を受けた教諭に対する監督責任。 (教諭は、6.10.24 減給10分の1 2ヶ月)

【問い合わせ先】

高校教育課 [直通：089-912-2952 (県庁内線：2952)]